

令和7年度裾野市農業委員会5月総会 議事録

1. 開催日時 令和7年5月12日(月) 午後1時30分から午後2時00分
2. 開催場所 裾野市役所401会議室
3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	大庭 清宏	7	鈴木 知華	東	飯塚 邦彦	富岡	井上 恭男
2	荻田 弘明	8	高草 富一	東	芹澤 秀雄	富岡	杉山 守正
				西	市川 光一	富岡	渡邊 光永
4	勝又 和一	10	渡邊 博美	深良	大庭 洋行		
		11	杉山 克己	深良	勝又 勝美		
6	杉山 利博	12(会長)	岡田 廣正				

4. 欠席委員

3	勝又 直美	5	杉山 邦利	9	西島 則夫	須山	中村 偉文
---	-------	---	-------	---	-------	----	-------

5. 事務局出席者

事務局長 木原慎也 書記 八木幸次 書記 西島敬光 書記 久保裕太郎

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

1	大庭 清宏	2	荻田 弘明
---	-------	---	-------

第3 議事

- (1) 報第 3号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (2) 報第 4号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (3) 議第 5号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について
- (4) 議第 6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)の決定について

7. 会議の概要

議 長

只今から令和7年度裾野市農業委員会5月総会を開会します。
本日の委員は12名中9名出席ですので、総会は成立しています。
議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議
ございませんか。

(異議なし)

議 長

それでは、1番 大庭清宏委員、2番 荻田弘明委員にお願いします。
会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の久保裕太
郎氏を指名します。
それでは、議事に入ります。報第3号 農地法第4条の規定による農地転用届出に
対する受理について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第3号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について
番号1

(議案朗読により説明)

議 長 ただ今の報第3号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

 (質問、意見等 なし)

議 長 質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。

次に、報第4号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。報第4号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
番号1

 (議案朗読により説明)

議 長 ただ今の報第4号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

 (質問、意見等 なし)

議 長 質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。

次に、議第5号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1
事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第5号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1

 (議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当委員 推進委員 杉山守正委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 申請地は、東名高速道路裾野インターから約1キロ西側に位置しています。
現況は休耕地となっています。

貸人は令和6年に相続により申請地を取得しましたが、高齢のため耕作管理を続けることが難しい状況でした。

借人は、申請地近くで自動車修理業を営んでいます。

今回、工場敷地内及び隣地の駐車場では駐車台数が足りないため、工場から徒歩で行き来できる土地を検討し、貸人に相談したところ、話がまとまったことから、申請に至ったものです。

農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされており、立地基準は問題ないと思います。

建築物や工作物に該当する施設が存在しないため、建築基準法や都市計画法の手続きは不要です。

添付書類から、転用計画が実施される資金力が確認できており、転用面積も適正であることから、一般基準を満たしていると考えられます。

北側は道路、東側は宅地、西側、南側が畑に接しています。

西側の畑とは申請地法面と接しておりますが、間には土地改良区の側溝が敷設されています。

法面については、定期的に草刈りを実施し、周囲の農地に被害を及ぼさないようにします。

南側の畑は貸人の所有地ですが、測量結果を基に申請地部分が分かるよう杭を設置

し、申請地以外を利用せず、農地に影響がないよう対策します。

敷地内は砂利敷きで、雨水は自然浸透及び勾配により西側の側溝に排水されます。
その他の給水や排水の利用はありません。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の議第5号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第5号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に、議第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の決定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の決定について 番号1

利用権設定地は富岡第二小学校から東に約300mのところ position しています。

利用権設定地の地目は登記簿が田・畑・山林で、現況は畑で、面積は4筆合計2,577㎡です。

貸人は、相続により農地を取得し、令和2年から農地中間管理事業を活用し、借受人との間で貸借を行っていましたが、令和6年11月に合意解約により返還されています。

合意解約に至った経緯として、借受人は、水耕栽培でブルーベリーを作付けする計画でしたが、設備の設置が思うようにいかず計画を断念することとしたことによります。

このたび改めて、水耕栽培でのブルーベリー栽培を実施したいとの意向から、計画の提出に至ったものです。

借受人は、各地でブルーベリー農園の立ち上げや農作業を手伝ってきた他、以前岐阜県の果樹園を10年ほど手伝っていた経験があり、貸付後の営農に問題はないかと思われまふ。貸付期間は10年間で、年額3万円の賃貸借によるものです。

耕作管理計画によると、ブルーベリーを栽培する計画です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思ひます。

ご審議をお願いします。

議 長 ただ今の議第6号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第6号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に、議第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の決定について 番号2 事務局から議案書の説明をお願いします。

- 事務局 はい。議第 6 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の決定について 番号 2
利用権設定地は旧向田小学校から北西に約 50m のところに位置しています。
申請地は市街化調整区域内にある白地農地で、地目は公簿、現況ともに田ですが、内、一筆は通作路としての利用となります。面積は 3 筆合計で 1,433 m²です。
貸人は、相続により利用権設定地を取得し、令和 2 年から農地中間管理事業を活用して利用権を設定し、借受人は水稻の作付けを行ってきました。
その期間が令和 7 年 6 月末に満了するため、再度農地中間管理事業を活用して改めて利用権を設定することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。
借受人は認定農業者であり、利用権設定後の経営農地は約 4 ha あり、効率的に管理されております。経験・技術にも問題はありません。
貸付期間は 5 年間で、使用貸借によるものです。
耕作管理計画によると、引き続き水稻を作付けする予定です。
周辺農地への影響は特に問題はないと思います。
ご審議をお願いします。
- 議 長 ただ今の議第 6 号 番号 2 について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)
- 議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第 6 号 番号 2 について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)
- 議 長 それでは、全会一致で許可することに決定します。
次に、議第 6 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の決定について 番号 3～4 は関連がありますので、一括して審議いたします。事務局から議案書の説明をお願いします。
- 事務局 はい。議第 6 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の決定について 番号 3～4
利用権設定地は、金沢公民館から北西約 100m に位置します。
申請地は市街化調整区域内の農地です。
地目は公簿が畑、及び原野、現況は全て畑です。耕作利用面積は、3 筆合計で 5,487 m²です。
貸人は、相続により農地を取得し、平成 26 年から農地利用集積円滑化事業を、令和 2 年から農地中間管理事業を活用して利用権を設定し、借受人はそばの作付けを行ってきました。
その期間が令和 7 年 7 月末に満了するため、再度農地中間管理事業を活用して改めて利用権を設定することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。
借受人は認定農業者であり、利用権設定後の経営農地は約 4 ha あり、効率的に管理されております。経験・技術にも問題はありません。
貸付期間は 5 年間で、使用貸借によるものです。
耕作管理計画によると、引き続きそばを作付けする予定です。
周辺農地への影響は特に問題はないと思います。
ご審議をお願いします。
- 議 長 ただ今の議第 6 号 番号 3～4 について、質疑等がありましたらお願いします。

杉山利博委員	今の説明ですと、番号3だけの分だと思われませんが、番号4の説明はどうなってますか。
事務局	番号3につきましては平成7年に相続により取得、番号4につきましては平成26年に相続により取得しています。その後は先ほど説明した内容となっております。
議長	ほかに質疑等がありましたらお願いします。 それではお諮りします。議第6号 番号3～4について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	それでは、全会一致で許可することに決定します。 ではこれをもって令和7年度裾野市農業委員会5月総会を閉会します。

令和7年5月12日（会議録署名人）

1 番署名人	大庭清宏
2 番署名人	萩田弘明